

改正案の第2 緊急事態条項

(緊急事態)

- 1 外部からの武力攻撃、内乱、大規模テロ、大規模自然災害、その他緊急事態が発生し、かつ、当該事態が国の秩序及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常激甚なものである場合において、特別の必要があると認めるときは、内閣は、国会の事前又は事後の承認のもとに、関係地域の全部又は一部について緊急事態の布告をすることができる。
- 2 緊急事態が布告された場合には、危機を克服するため、やむを得ない必要の範囲で、内閣は法律に代わる政令を定め、又、緊急財政処分を行うことができる。
- 3 前項の政令および緊急財政処分について、内閣は、速やかに国会の承認を経なければならない。この承認が得られなかったときは、内閣はその布告を廃止しなければならない。

<参照>

災害対策基本法

第105条

- ① 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。
- ② 前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示しなければならない。

第106条

- ① 内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その布告を発したことについて承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に招集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。
- ② 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が災害緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなったときは、すみやかに、当該布告を廃止しなければならない。

第109条

- ① 災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の招集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。
 - 一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止
 - 二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定
 - 三 金銭債務の支払（貸金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長
- ② (略)
- ③ 内閣は、第一項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなったときは、直ちに、これを廃止しなければならない。
- ④ 内閣は、第一項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の招集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのとつた措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を求めなければならない。
- ⑤ 第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集会においてその政令に代わる法律が制定されたときは、その法律の施行と同時に、その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなったときは、制定されないこととなった時に、その効力を失う。